

原発事故被害者の 救済を求める全国集会

in 福島

子ども・被災者支援法の幅広い適用と早期実施を
賠償の時効問題の抜本的な解決を

日時 2013年9月21日(土) 13:00~16:30

場所:福島県文化センター大ホール

プログラム(予定)

13:00 開演

集会実行委員会代表挨拶

呼びかけ人からの挨拶

小池達哉(福島県弁護士会会長)

野々山理恵子(パルシステム東京理事長)

問題提起1「支援法の現状」 福田健治(弁護士、福島の子どもたちを守る法律家ネットワーク)

問題提起2「時効問題の現状」 的場美友紀(日本弁護士連合会・弁護士)

問題提起3「求められる健康管理体制の確立」 木田光一(福島県医師会副会長)

被災当事者スピーチ: 千葉由美さん(いわきの初期被曝を追及するママの会共同代表)

小松恒俊さん(南相馬市ひばり地区復旧・復興対策協議会長)

宇野朗子さん(福島市から京都に避難)

長谷川克己さん(郡山市から静岡に避難)

太田茂樹さん(子どもたちを放射能から守るみやぎネットワーク代表)

高野光二さん(南相馬市小高区から原町区に避難) ほか

前半のまとめ

栗田暢之(NPO 法人レスキューストックヤード代表理事)

14:30 <休憩>

亀山ののこさん写真スライドショー

ライブ(清野智之さん)

15:00 来賓挨拶と決意表明

15:25 復興庁からの基本方針案の説明

15:30 論点整理

海渡雄一(弁護士・日弁連災害本部副本部長)

15:40 行動提案

1.全国500万人署名運動 篠原恭子(原発事故子ども・被災者支援法宮城フォーラム実行委員会)

2.当事者団体の全国的連携 中手聖一(原発事故子ども・被災者支援法市民会議代表世話人)

3.自治体からの発信 蛇石郁子(郡山市市議会議員)

4.関東での取り組み 阿部治正(放射能から子どもを守ろう関東ネット)

5.子ども・被災者支援法を活かしていこう 満田夏花(FoE Japan 理事)

16:20 閉会

司会:福島あずささん(いわき市議会議員)

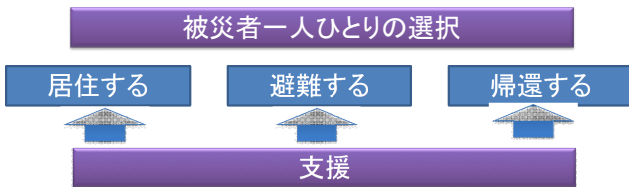
◆主催:原発事故被害者の救済を求める全国運動実行委員会

原発事故子ども・被災者支援法の概要と 復興庁の基本方針案の問題点

8月30日、復興庁は、「原発事故子ども・被災者生活支援法」実施のための基本方針について、福島県内の33市町村を「支援対象地域」に指定し、個々の施策ごとに「準支援地域」とするという案を発表し、9月23日(月)までパブリック・コメント(一般からの意見聴取)にかけています。

Q:「子ども・被災者支援法」とは何ですか？

A. 被災者の置かれた深刻な問題に対して、原発事故子ども・被災者支援法は2012年6月21日、全会派・全国会議員の賛成のもと、国会で成立しました。**「放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分解明されていない」ことに鑑みて、「居住」「避難」「帰還」の選択を被災者が自らの意思で行うことができるよう、国が支援を行うことになっています。**具体的には、医療の支援、移動の支援、移動先における住宅の確保、学習等の支援、就業の支援、保養などです。また、特に子ども(胎児含む)の健康影響の未然防止、健康診断および医療費減免などが盛り込まれています。



Q:「基本方針」とは何ですか？

「子ども・被災者支援法」は、いわゆる「プログラム法」であり、理念や枠組みのみを規定したものです。政府は、支援対象地域の範囲や被災者生活支援計画などを含む「基本方針」を定め、その過程で、被災者の声を反映していくことになっています(第五条)。

Q:「支援対象地域」とは？

いままでの政府指示の避難区域よりも広い地域を「支援対象地域」として指定し(第八条第一項参照)、そこで生活する被災者、そこから避難した被災者の双方に対する支援を規定しています。いままで、市民団体や弁護士グループ、心ある専門家は、少なくとも追加線量年1mSv以上の場所を支援対象地域に含めるべきだと要請してきました。

Q:なぜ、「少なくとも1mSv」なのですか？

国際的な勧告では、**一般の人の被ばく限度は年間1mSv**とされています。日本国内で、原子炉設置運転規則に基づく告示等、この国際的な勧告を踏まえて1mSv基準が採用されています。低線量被ばくの健康影響に関しては「放射線被ばくと、その健康リスクは正の比例関係にあり、ある一定値を下回れば影響はないという値は存在しない」というモデルが広く採用されています。たとえ、低線量被ばくの影響が不明であっても、この仮定に基づいた政策とすべきというものです。年1mSvは、原子力利用者・原子力を推進してきた政府と社会との約束事とみなすことができるのです。福島県をはじめ、多くの地域が追加被ばく線量1mSvを上回っている状況にあります。この社会的な約束が反故にされている状況です。この地域に居住せざるをえない住民、同地域から避難せざるをえなかった住民、双方に対して国が支援を行っていくべきでしょう。

Q:復興庁の基本方針の内容とは？

支援対象地域を福島県内の33市町村としています。福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市(一部)、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村と、浜通りの相馬市、南相馬市(一部)、新地町、いわき市。概要は下記の通りです。

Q:復興庁の「基本方針案」の問題は？

子ども被災者支援法基本方針(案) 概要	
ポイント	支援の対象地域については、法第8条に基づく「支援対象地域」に加え、支援対象地域より広い地域で支援を実施するため、施策ごとの趣旨目的に応じて「準支援対象地域」を設定し、きめ細かな被災者支援を実施。
1 施策推進の基本的方向性	放射線による健康不安を感じている被災者や、それに伴い生活上の負担が生じている被災者に対し、基本方針に基づく支援により、被災者が安心して生活できるようにする。
2 支援の対象地域	<p>(1) 支援対象地域 原発事故発生後、相当な線量が広がっていた福島県中通り・浜通り(避難指示区域等を除く)を法第8条に基づく「支援対象地域」とする。</p> <p>(2) 準支援対象地域 支援対象地域以外の地域に、支援対象地域より広い地域で支援を実施するため、施策ごとの趣旨目的に応じて「準支援対象地域」を定める。</p>
3 施策の基本的事項	被災者支援施策パッケージ(平成25年3月15日発表)に盛り込んだ施策のほか、福島近隣県を含めた外部被ばく状況の把握、自然体験活動、民間団体を活用した被災者支援といった施策について拡充・検討予定。

※「準支援対象地域」は、施策ごとに設定

発表された基本方針案には多くの問題があります。

①「子ども・被災者支援法」から逸脱しています。
下記の法律の条文と反しています。

基本方針を策定しようとするときは、あらかじめ、その内容に東京電力原子力事故の影響を受けた地域の住民、当該地域から避難している者等の意見を反映させる（第五条第3項）

⇒復興庁主催の＜公聴会＞は一度も開催していません。また、被災者から出された意見を、反映していません。

国は、支援対象地域（その地域における放射線量が政府による避難に係る指示が行われるべき基準を下回っているが一定の基準以上である地域をいう。以下同じ。）で生活する被災者を支援する…
（第八条）

⇒「一定の基準」を定めることはせず、福島県内33市町村を支援対象地域としました。この策定の根拠は不明です。

放出された放射性物質が広く拡散していること、当該放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないこと（第一条）

健康被害を未然に防止する観点から放射線量の低減及び健康管理に万全を期すること（第二条）

⇒基本方針案には何一つ反映されていません。基本的方向性に明示すべきです。

②「支援対象地域」は狭すぎる。また、これに対応した具体的施策はほとんどない（※1）。「準支援対象地域」は既存の政策の適用地域を呼び換えただけ。

※1 支援対象地域向けの施策は、①子ども元気復活交付金（原発事故の影響により人口が流出している地域において、全天候型運動施設等の整備や、プレイヤーの養成などのソフト事業の実施を支援）、②公営住宅の入居の円滑化、③高速道路の無料化（本年3月に国土交通省発表の施策と同じ）

③もり込まれている施策のほとんどが、**既存の施策の寄せ集め**（※2）。「帰還」を促すような**施策が目につく一方、避難者向けの具体的な施策が欠落**しています。健康分野では、放射線に関する「安心キャンペーン」ともとれる施策が並び、市民が切実に求めていた、幅広い疾病の可能性に対応した健診の拡充は含まれていません。

※2 基本方針に関する施策の中身を見ると、**全施策120のうち87の施策が、今年3月15日に公表した被災者支援パッケージと全く同じで、既存の施策の寄せ集め**になっている。また、**支援パッケージには入っていなかった施策でも、少なくとも7施策が以前からある施策**。残りの26施策も、大半は除染と健康不安の解消に関わるもので、同法で最も重要な「**避難の権利**」を保障する**避難者支援策は全くない**。（OurPlanetTV「支援法の基本方針ー線量基準なく既存政策寄せ集め」参照）

Q:被災者の声をきいたのでしょうか？

基本方針案には、**切実な状況に置かれている被災者の声や、被災者支援を継続している民間団体や市民の声が一切反映されていません**。

復興庁は、自らが主催する公聴会を一回も開催していません。「40回以上、市民団体主催の集會に出席。また各団体からの要請書を受け取った」としていますが、実質的には被災者・支援者の意見をほとんど反映していません。

Q:「住宅支援」とはどういうものですか？

基本方針には、「住宅支援」として、①災害救助法に基づく住宅支援の延長（2015年3月まで）、②「公営住宅」への入居の円滑化——が盛り込まれています。①については、細切れの延長では、避難者が将来設計を行うことができないため、長期の延長が必要であるという要請は反映されていません。さらに**新規受付がすでに打ち切られています**が、深刻な汚染水の状況や甲状腺がんの多発をうけ、避難したい人はまだいます。新規受付の再開が必要です。②については、公営住宅の数に限りがあるうえ、入居の円滑化といっても、既存の公営住宅法が適用されるものです。

Q:「県外での健康支援」とは？

ニーズが高かったとする「**県外での健康支援**」ですが、個人線量計の配布による外部被ばくの把握、およびそれに基づき、「有識者会議を開催し、検討する」という施策にとどまっています。

Q:私たちにできることは？

パブコメを出しましょう！ 締切 9/23(月)

オンラインでの提出⇒ <http://goo.gl/E0w1MF>
ファックスでの提出⇒書式指定あり（別添）

FAX番号: 03-5545-0525

復興庁 法制班 宛（電話:03-5545-7230）

※このQ&Aは2013年9月12日時点の情報をもとに作成しました。